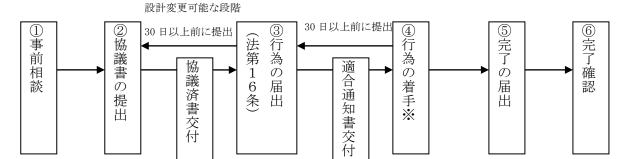
綾瀬市景観計画に基づく届出等の手順

1 届出等の手続き

届出対象行為となる建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為及び屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積等を行う場合(届出対象行為の詳細は、P7「3届出対象行為」参照。)は、以下の流れで届出等の手続きを行ってください。

届出対象行為は、計画・設計の変更が可能な段階で事前相談・事前協議を行い、景観計画に定める景観形成基準等に適合させてください。その後、行為の着手の30日前までに行為の届出を行ってください。



※ 行為の着手 建築物や工作物の場合は、根切り工事や杭工事などの基礎工事に着手した段階です。 開発行為は、切り土や盛り土に着手した段階を、物件の堆積の場合は、当該堆積物を積み上げた段階をいいます。

(1) 事前相談·事前協議

手続き	行為者	市
① 事前相談 行為の届出の要否、行為を行う場所の区域、景観への配慮事項など、確認したい事項を都市整備課(以下、「市」という。) へ相談してください。 行為者は、その内容が景観計画等に不適合である場合、行為者は、その内容に適合するよう設計変更等を行ってください。	① 事	·
② 協議書の提出 (提出時期:設計変更可能な段階。開発事業の事前協議と同時期。) 行為者は、行為の届出をするにあたり設計等変更が可能な段階で、市へ「協議書(様式第9号)」を提出し、協議を行ってください。(提出部数は、正副2部)市は、協議書の内容に基づき、景観計画等への適合状況などの確認をします。協議が完了した際に、協議が完了した旨と良好な景観形成のために行うべき措置を記載して、行為者に「協議済書(様式第10号)」を交付します。	②協議書の提出	協議 議 景観計画等への 適合の確認 事前協議終了 協議済書

(2) 行為の届出・完了届 手続き 行為者 市 ③ 行為の届出(法第16条) (行為の着手30日前) ③行為の届出 行為者は、行為に着手する30日前までに、市へ「景 行為変更の届出 観計画区域内行為(変更)届出書(様式第11号)」を 審査 提出してください。(提出部数は正副2部、協議済書の 不適合 適合 交付が必要) 日前 また、計画・設計を変更した場合、同様に届出対象 助言・指導 事 行為に着手する30日前までに、市へ「景観計画区域内 従わない 計画・設計 前協議と同内容で適合している場合は短縮 行為(変更)届出書(様式第 11 号)」を提出してくだ の変更 場合 さい。 勧告•変更命令 なお、適合して協議を終了した場合には、行為の届 従わない 出時に必要な添付図書のうち、協議書に添付した図書 場合 の省略が可能となります。 氏名等の (審査で不適合と判断した場合) 公表 審査により届出内容が景観計画等に不適合であると 判断した場合、市は行為者に対し、助言・指導や勧告・ 変更命令を行います。 なお、変更命令に際し必要な調査を行う場合は、着 手制限の期間が最大90日まで延長されることがありま 適合通知書 す。 の交付 勧告や変更命令に従わないときは、氏名等の公表や 景観法に基づく罰則が適用されます。行為の届出をし ないときも同様に罰則が適用されます。 届出された内容が景観計画等に適合する場合、「適合 ④行為の着手 通知書」が交付されます。 ④ 行為の着手 行為の着手は、景観法の規定により届出から30日後 となります。ただし、審査の結果、行為の届出が事前 協議と同一内容であり、景観計画等に適合している場 合は、着手制限の期間が短縮されます。 ⑤ 完了の届出 行為の完了時に**「完了届(様式第 15 号)**」を提出し 行為の完了 てください。 ⑥ 完了確認 ⑤完了届 ⑥完了確認 市は、完了届の内容をもとに完了確認を行い、行為

の届出の内容どおりであるかを確認します。

2 提出する届出書等

届出にあたっては、以下の届出書及び添付図書を提出してください。

(1) 建築物の建築等・工作物の建設等に関する届出書等

届出等の種類	添付する図書		
届出書名	種類	図書に明示する内容	数
協議書の提出 協議書 (様式第9号) ①から⑧まで 行為の届出	①位置図 縮尺 1/2,500 以上	□縮尺□方位□道路□目標となる地物□届出に係る敷地の位置 など	
景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第11号) ①から⑨まで [事前協議の内容により添	②現況写真	□カラー写真 ・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の 状況がわかるように撮った写真。写真には当該 敷地を明示すること。	
付図書①から⑦の省略が認められます。この場合、⑧ 委任状、⑨協議済書(様式第10号)の写を添付してください。]	③土地利用計画図 (配置図) 縮尺 1/100以上	□縮尺 □方位 □敷地の形状及び寸法 □届出に係る建築物又は工作物と既存建 築物又は工作物の位置 □敷地に隣接する道路の位置及び幅員 □建築設備 □現況写真の撮影、方向 など	2
行為の変更 景観計画区域内行為 (変更)届出書 (様式第11号) [行為の変更は、変更に係	④平面図(建築物の場合、各階平面図)縮尺 1/50 以上	□縮尺 □方位 □屋上に設ける建築設備の位置及び寸法など	
る箇所の図書のみを添付してください。] 「届出者等の変更」 氏名等変更届	⑤立面図 縮尺 1/50以上	□縮尺 □方位 □建築設備及び屋外広告物等の位置及び寸法 □構造、材料及び色彩その他の意匠と寸法 □色彩とその色彩のマンセル表示 など □仕上表	
(様式第 12 号) 届出者、設計者、工事施 工者の変更の際提出。 添付図書不要。	⑥外構図 (緑地計画図を含む。) 縮尺 1/100以上	□縮尺 □方位 □建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、 塀、アプローチ、庭園 □植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数 □駐車場その他の外構施設の位置、材料 など	

	⑦景観チェックシート	・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産	
		業の景・新市街地の景(商業)、産業の景・新市	
		街地の景(工業)、沿道の景の景観区域に該当す	
		る景観チェックシートを使用すること。	
		・景観形成重点地区に指定された区域について	
		は、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系	
		エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景	
		観チェックシートを使用すること。	
	8委任状	・届出等を代理人が代理して届出等する場合は	
		「委任状」を添付すること。	
	9協議済書の写	・事前協議が終了している旨確認するため添付。	
	(様式第 10 号)		
	(行為の届出時添付)		
完了の届出	□完成写真	・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を	
完了届 (様式第 15 号)		示すカラー写真(2方向以上)	1
			部
行為の中止		・中止の決定後、速やかに届出すること。	
中止届 (様式第 13 号)			1
			部

(2) 開発行為に関する届出書等

届出等の種類	添付する図書				
届出書名	種類	図書に明示する内容		図書に明示する内容	
協議書の提出	①位置図	□縮尺 □方位			
協議書 (様式第9号)	縮尺 1/2,500 以上	□道路 □目標となる地物			
①から⑦まで		□届出に係る敷地の位置 など			
行為の届出	②現況写真	□カラー写真			
景観計画区域内行為		・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の			
(変更) 届出書		状況がわかるように撮った写真。写真には当該			
(様式第 11 号)		敷地を明示すること。			
①から⑧まで					
[事前協議の内容により添	③土地利用計画図	□縮尺 □方位 □敷地の形状及び寸法			
付図書①から⑥の省略が認	(配置図)	□届出に係る建築物又は工作物と既存建			
められます。この場合、⑦	縮尺 1/100 以上	築物又は工作物の位置			
委任状、⑧協議済書(様式		□敷地に隣接する道路の位置及び幅員			
第 10 号) の写を添付してく		□建築設備			
ださい。]		□植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数	部		
		□駐車場その他の外構施設の位置、材料			
		□現況写真の撮影、方向 など			

行為の変更 景観計画区域内行為 (変更) 届出書 (様式第 11 号)	④断面図 (縦断横断図) 縮尺 1/300 以上	□縮尺 □方位 など	
[行為の変更は、変更に係る箇所の図書のみを添付し	⑤外構図 (緑地計画図な会は。)	□縮尺 □方位	
でください。] 届出者等の変更 氏名等変更届	(緑地計画図を含む。) 縮尺 1/100 以上	□建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、 塀、アプローチ、庭園、植栽などの仕様、形 状及び位置 など	
(様式第 12 号) 届出者、設計者、工事施 工者の変更の際提出。 添付図書不要。	⑥景観チェックシート	・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産業の景・新市街地の景(商業)、産業の景・新市街地の景(西業)、産業の景・新市街地の景(工業)、沿道の景の景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。 ・景観形成重点地区に指定された区域については、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景観チェックシートを使用すること。	
	⑦委任状	・届出等を代理人が代理して届出等する場合は 「委任状」を添付すること。	
	⑧協議済書の写 (様式第 10 号) (行為の届出時添付)	・事前協議が終了している旨確認するため添付。	
完了の届出 完了届 (様式第 15 号)	□完成写真	・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を 示すカラー写真(2方向以上)	1 部
行為の中止 中止届 (様式第 13 号)		・中止の決定後、速やかに届出すること。	1 部

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等

届出等の種類		添付する図書		
届出書名	種類	図書に明示する内容		
協議書の提出	①位置図	□縮尺 □方位		
協議書(様式第9号)	縮尺 1/2,500 以上	□道路 □目標となる地物		
①から⑧まで		□届出に係る敷地の位置 など		
	②現況写真	□カラー写真		
		・2方向以上から当該敷地や当該敷地の周辺の		
		状況がわかるように撮った写真。写真には当該		
		敷地を明示すること。		

行為の届出	③現況図	□縮尺 □方位 など	
景観計画区域内行為	縮尺 1/100 以上	17/11/ 12/3 E	
(変更) 届出書	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(様式第 11 号)	▲土地利用計画図	 □縮尺 □方位 □敷地の形状及び寸法	
①から⑨まで	(配置図)	□届出に係る建築物又は工作物と既存建	
[事前協議の内容により添		築物又は工作物の位置	
付図書①から⑦の省略が認	1/ 100 P(II	□敷地に隣接する道路の位置及び幅員	
められます。この場合、⑧		□建築設備	
委任状、⑨協議済書(様式		□□植栽、樹木等の位置、樹種、高さ及び本数	
第 10 号) の写を添付してく		□駐車場その他の外構施設の位置、材料	
ださい。]		□現況写真の撮影、方向 など	
		2000 0000 0000	
行為の変更		 □縮尺 □方位 など	
景観計画区域内行為	(縦断横断図)		2
(変更)届出書	縮尺 1/300 以上		
(様式第 11 号)			部
[行為の変更は、変更に係	⑥ 外構図		
る箇所の図書のみを添付し	(緑地計画図を含む。)	 □建物を取りまく外構、及び外構に設ける門、	
てください。]	縮尺 1/100 以上	 塀、アプローチ、庭園、植栽などの仕様、形	
		 状及び位置 など	
届出者等の変更	⑦景観チェックシート	・生活の景、自然田園の景・ふるさとの景、産	
氏名等変更届		業の景・新市街地の景 (商業)、産業の景・新市	
(様式第 12 号)		街地の景(工業)、沿道の景の景観区域に該当す	
届出者、設計者、工事施		る景観チェックシートを使用すること。	
工者の変更の際提出。		・景観形成重点地区に指定された区域について	
添付図書不要。		は、景観形成重点地区の商業系エリア、沿道系	
		エリア、自然系エリアの景観区域に該当する景	
		観チェックシートを使用すること。	
	⑧委任状	・届出等を代理人が代理して届出等する場合は	
		「委任状」を添付すること。	
	⑨協議済書の写	・事前協議が終了している旨確認するため添付。	
	(様式第 10 号)		
	(行為の届出時添付)		
完了の届出	□完成写真	・建築物又は工作物の外観及び敷地内の状況を	
完了届 (様式第 15 号)		示すカラー写真(2方向以上)	1
			部
行為の中止		・中止の決定後、速やかに届出すること。	
中止届 (様式第 13 号)			1
			部

3 届出対象行為

届出対象行為は、次のとおりとなります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更(以下「建築物の新築等」)
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更(以下「工作物の新設等」)
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積等

届出の対象となる規模と行為

(表)

		,		
対象地域	建築物の新築等	工作物の新設等	開発行為	屋外における土石、廃 棄物、再生 資源その他 の物件の堆 積等
① 都市計画法(昭和43年 法律第100号)第8条第1 項第1号に定められている地域地区のうち ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域	・高さ10メート ルを超えるもの ・延床面積1,0 00平方メートル を超えるもの	工作物の新設、増築、大学を表が移転を発生を表して、建築生活を発生を表して、25年88年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年	開積 0 ーえ地す目造 区 2 平ルも分ことす するのる的成 の メ超宅ををても	行 土 が 1,000 に の の の の の の の 大 を 地 で 、 の の の に の の の に の の に の の に の の に が に が に が に が に が に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
② 都市計画法第7条第3項 に定められている区域区分 ・市街化調整区域 ③ 都市計画法第8条第1項 第1号に定められている地域 地区のうち ・近隣商業地域 ・準工業地域 ・工業専用地域	・高さ10メート ルを超えるもの ・延床すメートル を超えるもの ・超えるもの ・心を超えるもの ・心を超えるもの ・延床方メート ルを超えるもの ・延床方メートルを超えるもの	・高超 O る・高超・等高超・ を 2 え ・	のを除く)	
④ 都市計画法第8条第1項 第1号に定められている地域 地区のうち準住居地域及び次 の道路に面している地域 ・神奈川県道40号(横浜厚木) ・神奈川県道45号(丸子中山 茅ケ崎) ・都市計画道路寺尾上土棚線 ・都市計画道路早川本蓼川線	・高さ10メート ルを超えるもの ・延床面積1,5 00平方メートル を超えるもの	柱等		

(5) 景観重点地区 (綾瀬シンボルロード)	・条必・変る様更物5も	工築あ(第条法申の・高超・高超・等高超・柱高を・高超・設・更修替の各の作改つ昭2の第請う擁さえ煙さえ高 さえR等さ超装さえ製、工す繕又面面1の数・21定条必 等メも等メも水 メも柱 5る塔メも施戯物こし色がお超の及建5号にの要 一の 一の槽 一の、 メも等一の設施のとし色がお超設移基年第よ確な トート 物 トー柱 一の トー貯等観とはの作ても設を事まなで、 下りい 蔵 をな模変物5の作ではままり認も ルール 見 ルー、 トール 蔵 をな模変物5の増で法律8同のの を を 塔 を 木 ルーを 施 変る様更の分増で法律8同のの	開積平ルの譲としるく区5メ上地す目造の区0トも分ことす除	行土が方以、間をの為地5メ上堆が超にの0ーで等6えにの0トかの0る
------------------------	-------------	--	------------------------------	-----------------------------------

- 備考 ※上表①から③の区分に定める対象地域については、④の区分又は⑤の区分に定める対象地域を除くものとします。
 - ※④の区分に定める対象地域については、⑤の区分に定める対象地域を除くものとします。